

A（議長）今後、原子力防災を

テーマとして取り上げたい。

Q 検査の状況確認したという

が、それぞれの検査責任者

は誰か、明確にして欲しい。

A（県）漏えい率検査は原子力

安全・保安院が実施した。

発電所の安全管理について

は国が法律に基づき一元的に

責任を持ち規制している。

県には法的権限がないが、自治体と東京電力の間で結んでいる安全協定に基づき、国や東京電力の検査などに際して立入調査を行い、質問や意見を述べるなど独自に安全を確認している。

また、技術委員会は原子力発電に関する深い分野の5人の専門家から技術的・専門的な助言を得るもの。

Q 発電所は早い時期に正常な状態に戻つてもらいたいが、今までの法律に基づいて云々

という説明では納得できる状況でない。法律でカバーされない安心の部分について技術委員が県民の納得するような形で立会をするなど今までに

A（県）必要に応じ、技術委員

の現場への同行、資料提供、助言など最大限技術的チャックをお願いしている。

発表時に保安院は事故隠し

は悪いが安全上問題ないので運転継続に支障ないと言ったが、それが結果的に地元自治体の要求により全号機停まつた。国は安全に一元的に責任を持つと言いながら実態はそうでない。国は我々の発言も参考にしてもらいたいし、そ

こにこの会の存在意義がある。

6・7号機はシユラウドにキズが無く、再循環系配管が

無く、漏えい検査に合格すれば良いという議論だが、専門家はインターナルポンプのノズル部の問題を指摘しており、その部分は今回の検査の対象外。今までの検査状況と結果はどうなのか。

A（東電）インターナルポンプ

のノズル部は、計画的に点検を実施しており問題はなかつた。また、その部分が仮に壊れても安全上大きな問題になるものではない。

Q 10年に1回の点検で十分か疑問。

A（県）毎回ではなく、節目節目に。6号機は立ち会つたが、7号機は立ち会わなかつた。

体が信用できるか心配。

Q 品質保証体制を理解しない

と共通の議論ができない。例えれば配管の工程変更は規定や基準で保安院や東京電力が良いと判断するのか、その規定や基準はどんなもので誰が承認しているのか。

A（東電）設備の材料や設計については法律に基づく基準に定められている。検査については国が定めたり、事業者で判断基準を示して国の評価を受けた上で検査するなどそれぞれ個別に対応している。

## 今後の会の進め方・テーマ

Q

意見

今回の不正事件について、シユラウド、再循環系配管、漏えい検査に限定した議論はおかしい。結果的に国のシユラウドや再循環系配管の点検の指示、基準が誤っていた。

現行の基準でいいのか、他に見落としが無いかという議論をしたい。

Q 意見 再循環系配管も不正発覚前は10年で全体の4分の1の29日に発表、この間の最大の点検だった。従来の点検基準認められたという形は疑問。運転再開の日程等あるが、一度、良いというが、その基準自